

車輛甲板の板厚算式への材料係数の取入れに関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 C 編

改正事項

車輛甲板の板厚算式への材料係数の取入れに関する事項

改正理由

昨今、車輛甲板の一部に高張力鋼が使用される場合がある。

今般、車輛甲板に高張力鋼を使用する際の板厚寸法算式について関連規定を改めた。

改正内容

鋼船規則検査要領 C 編 17 章甲板で規定される車輛甲板の板厚寸法の各算式に対して高張力鋼を使用する場合の算定方法を規定した。